

I 国土強靱化とは

大地震や大規模な風水害等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長時間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」の繰り返しではなく、大規模自然災害等の様々な危険を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

東日本大震災等から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、私たちの国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを構築すること。

Ⅱ 国土強靱化地域計画の策定趣旨

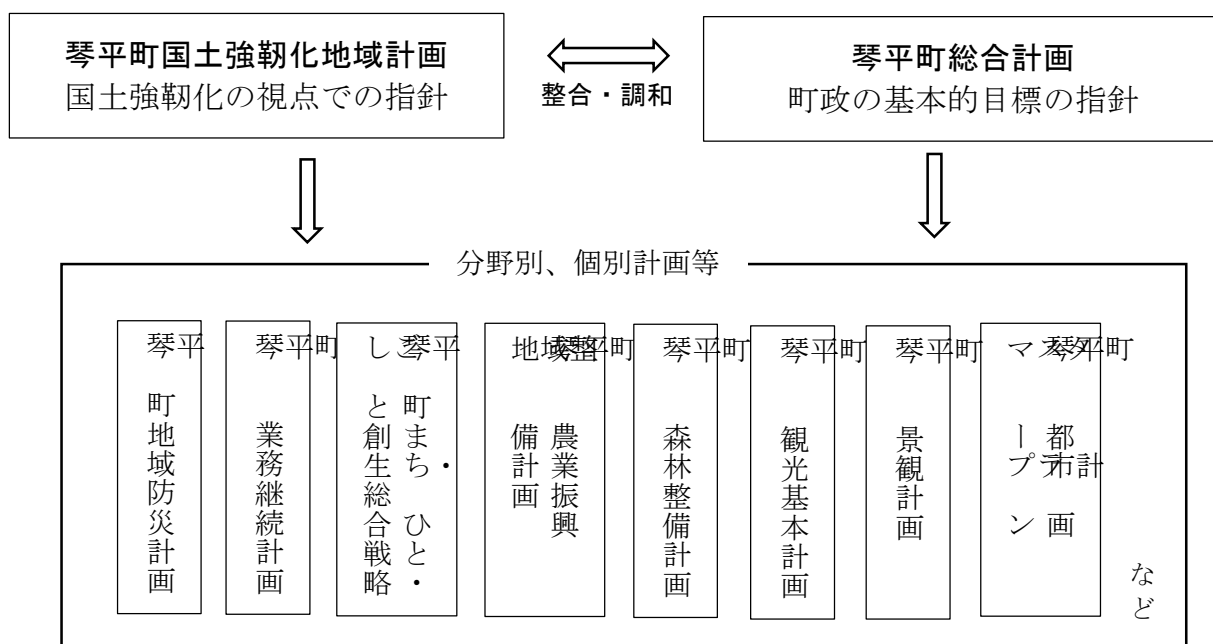
国においては、平成２５年１２月に「強くしなやかな国民生活の充実を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成２６年６月には、基本法に基づき、国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定した。また、香川県においても平成２７年１２月に「香川県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）が策定された。

琴平町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、本町の強靱化に関する施策を国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、大規模災害時に明らかになった「公助の限界」の教訓を踏まえ、行政のみならず、町民、民間事業者、NPOなど（以下「事業者」という。）の関係者相互の適切な連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定する。

Ⅲ 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、琴平町総合計画との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、琴平町地域防災計画をはじめとする本町の各分野別計画の国土強靱化施策の強化を推進する上での指針となるものである。

琴平町国土強靱化地域計画の位置付けイメージ



IV 計画の基本的な考え方

1 基本的な方針

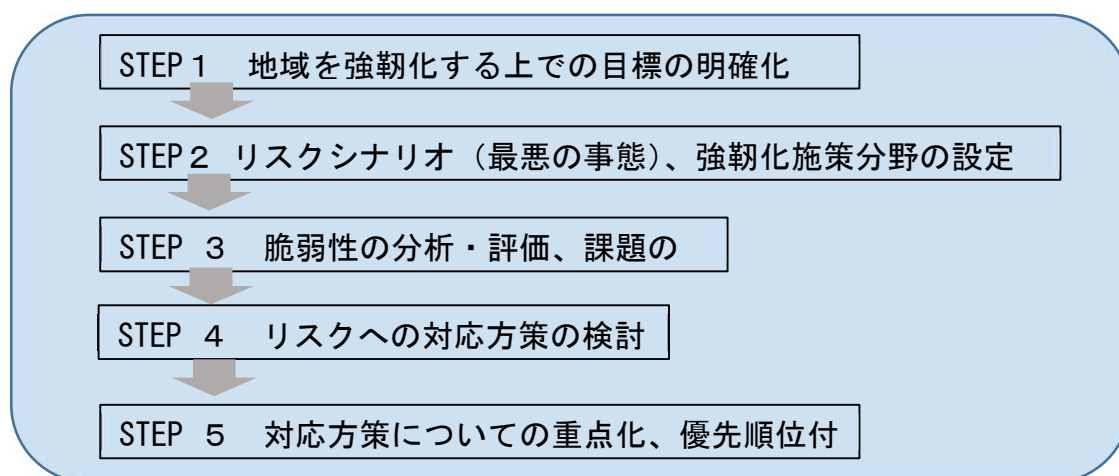
本計画の策定に当たり、まず、本町における想定リスクを「南海トラフを震源とした最大クラスの地震」と「大規模な風水害」に設定し、庁内各部署横断的に、これらの想定リスクの要因の対応に向けた取り組みを総合的に推進する。

2 計画の基本目標

- 国の基本目標を踏まえ、
- (1) 町民の命を守る
 - (2) 町と地域社会の重要な機能を維持する
 - (3) 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
 - (4) 迅速な復旧・復興を行う
- ことを基本とする。

3 計画策定の手順

図に示す5つのステップにより本計画を策定することとする。



4 計画期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする。
ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

V 脆弱性評価

1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を想定した上で行うこととされており、国基本計画及び県地域計画との連携を図りながら、本町の特性を考慮した8つの「事前に備えるべき目標」とそれに対応する27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
①町民の命を守る ②町と地域社会の重要な機能を維持する ③町民の財産と公共施設の被害を最小化する ④迅速な復旧・復興を行う	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限はかれる。	1-1 住宅・建築物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者等の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者等の発生
		1-3 大規模な土砂災害、金倉川、満濃池の決壊による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期間の市街地等の浸水
		1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。	2-1 町内での食料・飲料水等や生命に関わる物資の供給の長期停滞
		2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺
		2-6 町内における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 町職員等の被災、庁舎施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1 情報・通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態の発生
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-2 産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期回復を図る。	6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止等
		6-2 上下水道等の長期間わたる機能停止
		6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による道路啓開や復旧・復興が、大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 地盤沈下等による長期の浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 評価の実施手順

設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、現状ではどこに問題があり、どのような取組が必要かについて、分析・評価を行い、大規模自然災害等に対する本町の脆弱性の把握を行った。

3 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果は、添付資料 1 のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントは以下のとおりである。

- (1) ハード整備とソフト対策の適切な組合せが必要
- (2) 代替性・冗長性等の確保が必要
- (3) 部局の横断的な取組と国、県、事業者、町民等との連携が必要

VI 琴平町の国土強靱化の推進方針

1 琴平町国土強靱化に向けた施策の分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価の結果を踏まえ、以下の 11 の個別施策分野と 4 の横断的分野とする。

(個別施策分野)

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤情報通信、⑥産業、⑦交通・物流、⑧農林水産、⑨国土保全、⑩環境、⑪土地利用

(横断的分野)

- ⑫地域防災力の強化、⑬老朽化対策、⑭新技術対策、⑮広域連携

2 施策分野ごとの琴平町国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、①～⑮の記号に振り分けた施策分野ごとに、施策の実効性等を確保できるよう、施策を推進する主体を、町民、事業者、行政の 3 区分に分けた上で、推進方針を添付資料 2 のとおり定めた。

これらの施策分野ごとの推進方針を「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に当てはめたものは次のとおりである。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

（１）大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－1	住宅・建築物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者等の発生
①－1	発災時、応急対策活動拠点の本庁舎及び代替施設、公共施設の耐震性の確保を図る。 【行政】
①－6	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
①－7	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
①－8	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
①－16	消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化と消防体制の整備に努める。 【町民、事業者、行政】
①－17	県消防相互応援協定に基づく相互応援体制の整備と緊急消防援助隊の応援・受援の体制整備に努める。【行政】
①－18	地震火災への適切かつ効果的な消防活動のため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制を整備する。【行政】
②－1	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設は避難所等としての使用も勘案し、施設の耐震化を図る。あわせて、地域の防災拠点として耐震機能を備えた新たな統合小学校、認定こども園の建設整備を推進し、安全な子育て環境の確保を図る。【事業者、行政】
②－2	公共施設等の計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者、行政】
②－3	住宅及び民間建築物の耐震化の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民、事業者、行政】
②－4	文化財の所有者・管理者への防災意識の啓発と町所有・管理の文化財の安全及び防火設備の保守点検により保存に努める。【町民、行政】
②－10	各家庭への初期消火用具の普及及び自主防災組織等が初期消火活動を積極的に行うよう、誘導育成に努める。【町民、事業者、行政】
②－11	消防機関の指導の下、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民、事業者、行政】
②－12	市街地の中心部では、防災上特に重要な地区の指定、建築材料及び構造等の制限、不良住宅地の改良促進により、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【町民、行政】
②－13	街路、公園緑地等の整備により、火災の延焼防止と避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
②－14	所有者の意向を踏まえつつ、老朽空き家の除却の支援や適正な管理助言等の対策を推進する。【町民、行政】
②－26	帰宅困難者等を含めた避難所の運営体制の整備と観光客が帰宅困難になった場合に備えホテル等宿泊施設への避難等について検討する。【事業者、行政】
③－6	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
③－7	道路ネットワークの安全性・信頼性のため、橋梁の長寿命化計画の策定、予防的な修繕及び計画的な架け替え、主要道路の代替路を確保するための道路整備などにより、複数ルート確保を図る。【行政】
④－2	大規模火災リスクの高い危険な住宅密集地の改善整備は、施設そのものに対する被害防止と避難地等の整備や土地利用の規制・誘導により、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【町民、行政】
⑤－1	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者等の発生
④-4	消防が持つ救助車等の資器材の確保など体制整備と消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
⑥-1 〈再掲〉	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設は避難所等としての使用も勘案し、施設の耐震化を図る。あわせて、地域の防災拠点として耐震機能を備えた新たな統合小学校、認定こども園の建設整備を推進し、安全な子育て環境の確保を図る。【事業者、行政】
⑥-2 〈再掲〉	公共施設等の計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者、行政】
⑥-3 〈再掲〉	住宅及び民間建築物の耐震化の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民、事業者、行政】
⑥-5	要配慮者施設等の特性、地域の特性を考慮した避難計画の作成と関係職員への周知及び訓練等の実施等、避難体制の確保を図る。【事業者、行政】
⑨-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

1-3	大規模な土砂災害、金倉川、満濃池の決壊による多数の死傷者の発生
④-6 〈再掲〉	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
④-7 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
④-8 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
④-11	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
⑥-1	決壊時の被害予測と迅速な避難の重要性をハザードマップの活用により、町民に周知徹底して町民の安全を確保する。【町民、事業者、行政】
⑥-2	ため池の決壊等を未然に防止するため、計画的な耐震診断・整備による安全性の確保と農業用水の確保を図る。【事業者、行政】
⑥-3	防災上危険で放置することのできないため池を対象に、保全又は機能廃止を含めた防災上の整備を促進する。【行政】
⑥-4	農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進し、農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、琴平町内排水路の補修・更新等を「防災減災地域共同活動支払交付金」を活用し、施設の機能維持と地域の防災力向上を図る。【町民、事業者、行政】
⑥-7	地域に根差した植林の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【町民、行政】
⑥-8	地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動により、森林が有する多面的機能の発揮を図る。【町民、行政】
⑥-9	県、関係団体との連携した森林整備、治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【町民、行政】
⑩-7	土石流、急傾斜地崩壊、地滑り等の山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
⑩-8	土石流等、山地災害の危険区域付近の住民に、異常兆候を早期に発見することに留意する旨の啓発や避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等の設定等、土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒体制を強化する。【町民、行政】

①－9	斜面や溪流など危険個所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援して、土砂災害から町民の生命や財産を守る。【町民、行政】
①－10	土石流危険溪流のうち、危険度の高いところから、災害の未然防止のため、砂防工事の要望を県に行うとともに、事業に対しての協力を行う。【町民、行政】
①－11	急傾斜地崩壊危険個所のうち小規模なものは、危険度や地元要望等を勘案し、町が崩壊防止対策工事を行い、大規模なものは、危険度に応じ、災害の未然防止のため、県への崩壊防止工事の要望、事業に対しての協力を行う。【行政】
①－12	地すべり危険個所は、危険度の高いところから、災害の未然防止のため、県に地滑り防止工事の要望、事業に対しての協力を行う。【行政】
①－13	山地災害危険地は、災害の未然防止のため、危険度の高いところから、優先的に治山事業を行う。【行政】
①－1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

1－4	異常気象等による広域かつ長期間の市街地等の浸水
①－11 〈再掲〉	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
①－2	河川流域の被害軽減のため、維持・改修等を行うとともに、国、県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備等を行う。【行政】
①－4	想定し得る最大規模の浸水想定公表、ハザードマップの策定・周知による住民の避難体制確立と排水機場等の排水施設の整備を行い、町民の洪水・内水から円滑な避難を確保する【町民、行政】
①－5	浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定め、住民に周知する。【町民、行政】
①－6	女性層に対する団員への参加促進等、消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【町民、行政】

1－5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
①－3	災害情報の収集、伝達の迅速化のため、最新の技術に準拠した情報通信体制の整備、耐震性の強化を図るとともに、通信設備の維持に必要な電源確保のため、自動起立の非常用発電機等の整備に努める。また、町民への防災ラジオの普及促進にも努め、住民の情報収集体制も確立する。【町民、行政】
①－29	災害時に観光客等の帰宅支援を円滑に行うため、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況、宿泊可能な避難所・ホテル等宿泊施設の案内等を迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
①－6	災害時における情報通信、放送の送受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常用電源の充実、応急復旧体制の整備等の防災対策を推進する。【事業者】
①－14	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
①－1	避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報の収集・伝達業務の担い手となる職員の確保・育成等の体制整備に努める。【行政】
①－2	情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努める。【町民、行政】
①－7	高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提出

	するなど避難を支援する体制の整備を図る。【町民、事業者、行政】
--	---------------------------------

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1	町内での食料・飲料水等、生命に関わる物資の供給の長期停滞
①-10	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる、建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
②-15	地下水の適正かつ合理的な利用促進のため、関係団体と連携する自主規制等により、地下水の保全を図る。また、雨水の再利用促進のため、再生水等の供給環境の整備と住民への普及・啓発を図る。【町民、事業者、行政】
②-16	災害時に活用可能な井戸の確保と普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するための水質検査等の体制整備を図る。【町民、事業者、行政】
②-17	事業団と連携した水道施設の老朽化対策の推進、応急給水・応急復旧体制の整備、広域的な応援体制の強化等の体制整備を行う。【事業者、行政】
②-21	防災の基本である「自らの命は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等の準備に努める。【町民、事業者、行政】
②-22	災害時に提供可能な食料（食物アレルギーへの対応を含む）や飲料水等の在庫状況の確認と関係業界との協定締結等、調達の確保を図る。【事業者、行政】
②-23	食料や飲料水の確保（備蓄）目標を設定し、備蓄に努める。また、関係業界等との協定締結等により、調達の確保を図る。【事業者、行政】
③-1	関係機関の協力を得た地域医療体制の構築、他地域からの医療協力受けのため、救護班の受入れ、患者の搬送、連携体制等の調整・整備を行う。【事業者、行政】
③-2	多数の避難者に備え、避難所やトイレ、簡易ベットなどの資器材等の確保と救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者、行政】
④-4	災害時、事業者等がガイドラインに沿って円滑に燃料等の仮貯蔵・取扱ができるよう、消防関係機関に周知を行う。【事業者、行政】
⑤-1	緊急輸送道路等の道路啓開を円滑に行うため、関係機関が連携し、応急復旧用資器材の確保など体制整備を図る。【事業者、行政】
⑤-2	物資の円滑な緊急輸送のため、輸送業者等との協定締結、物資輸送訓練の実施等、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者、行政】
⑤-3	避難所への円滑な物資供給のため、プッシュ型・プル型支援に関する情報収集体制、県等への要請のための連絡、通報体制等の体制整備を図る。【町民、事業者、行政】
⑤-4	物資の緊急輸送体制、救急・救命体制、消防活動体制を強化するため、町内道路の計画的な整備を推進する。【事業者、行政】
⑥-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

2-2	消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
①-4 〈再掲〉	消防が持つ救助車等の資器材の確保など体制整備と消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
①-5	計画的な職員の災害対応訓練の実施、自主防災組織・自治会の実施する防災訓練等の内容充実及び町民の様々な訓練への参加を促進する。【町民、事業者、行政】
①-7 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
①-8 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
①-11 〈再掲〉	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】

㉑-12	県防災情報共有システム等を活用し、県、他市町との情報の一元化と災害対応業務の標準化、町内外からの複数の情報収集手段の確保を図る。【町民、事業者、行政】
㉑-13	地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
㉑-14	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
㉑-15	災害時の広域応援や受援のため、緊急消防援助隊の訓練に参加して、救助・救急体制の整備を図る。【行政】
㉑-17	県消防相互応援協定に基づき、相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援の体制整備に努める。【行政】
㉑-20	自衛隊への迅速な派遣要請のため、要請手順等を県、自衛隊と明確に規定する。また、派遣要請に関する事項等を要請前に連絡・調整できる体制を整備する。【行政】
㉒-30	地域の円滑な防災対策推進のため、自主防災組織の活動に積極的に参加する。【町民】
㉒-31	自主防災組織の育成推進、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資器材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。【町民、事業者、行政】
㉓-6 〈再掲〉	女性層に対する団員への参加促進等、消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【町民、行政】
㉔-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
㉑-2	防災拠点施設に非常用電源等の設備整備に努める。また、非常用電源の運転に必要な燃料供給等について事業者との協定締結等、調達確保を図る。【事業者、行政】
㉑-5	病院等の施設・設備の充実、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【事業者、行政】
㉑-8	社会福祉施設等は、県・町・ボランティア団体等との連携協力体制を整備し、施設等における防災資器材、非常用発電機等の整備に努める。【町民、事業者、行政】
㉑-6 〈再掲〉	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
㉑-1 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者等への水・食料等の供給不足	
㉑-3	発災後、直ちに実施すべき応急業務や非常時優先業務を適切に実施・継続するため、業務継続計画（BCP）を適宜見直し実効性の向上を図る。【行政】
㉒-24	「災害発生時にはむやみに行動はしない。」という基本原則の周知徹底、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認等、必要な啓発を行う。【町民、事業者、行政】
㉒-25	事業所等に、一斉帰宅による混乱防止のため、従業員、顧客及び観光客の一定期間の滞在、食料・水・毛布等の備蓄促進等の必要性の啓発を行う。【事業者、行政】
㉒-26 〈再掲〉	帰宅困難者等を含めた避難所の運営体制の整備と観光客が帰宅困難になった場合に備えホテル等宿泊施設への避難等について検討する。【事業者、行政】
㉒-27	災害時の徒歩帰宅者に対する食料や飲料水の支援を行うため、協定事業者に対して、必要物資の提供を求める。【事業者、行政】
㉒-28	公共交通機関の運行状況、道路復旧状況等、帰宅に必要な情報を、インターネット、報道機関による広報等により、迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
㉑-1 〈再掲〉	緊急輸送道路等の道路啓開を円滑に行うため、関係機関が連携し、応急復旧用資器材の確保など体制整備を図る。【事業者、行政】

㉔－８	道路法面の崩壊、路面の損傷等が予測される危険個所については防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
-----	---

２－５ 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺	
㉔－６ 〈再掲〉	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㉔－７ 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
㉔－８ 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
㉔－１ 〈再掲〉	関係機関の協力を得た地域医療体制の構築、他地域からの医療協力受けのため、救護班の受入れ、患者の搬送、連携体制等の調整・整備を行う。【事業者、行政】
㉔－３	災害派遣医療チーム（DMAT）、医薬品や医療資器材の円滑な受け入れのため、緊急輸送道路の道路施設の耐震補強、道路啓開のための人員、応急復旧資器材の確保等、医師、医薬品、医療資器材等の輸送・供給体制を構築する。【事業者、行政】
㉔－４	日本医師会災害医療チーム（JMAT）等が避難所、救護所等で円滑に医療・保健衛生活動ができる体制を整備する。【事業者、行政】
㉔－５ 〈再掲〉	病院等の施設・設備の充実、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【事業者、行政】
㉔－６	病院等に耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供と啓発や相談体制の整備等を通じ、施設の耐震化の促進を図る。【事業者、行政】
㉔－７	社会福祉施設等と日頃から密接に連携を行い、災害時の被災者の救出や受入れの調整が迅速に行える体制整備に努める。【事業者、行政】
㉔－８ 〈再掲〉	社会福祉施設等は、県・町・ボランティア団体等との連携協力体制を整備し、施設等における防災資器材、非常用発電機等の整備に努める。 【町民、事業者、行政】

２－６ 町内における疫病・感染症等の大規模発生	
㉔－６ 〈再掲〉	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㉔－７ 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
㉔－８ 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
㉔－９	感染症の発生・まん延防止のため、迅速かつ的確に情報収集と中讃保健所と連携した臨時予防接種の体制準備、早期治療のための医療供給体制を整備する。 町内、中讃管内での対応が困難な場合に備え、県、他県等への協力、支援要請の体制整備を図る。【事業者、行政】

（３）大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

３－１ 町職員等の被災、庁舎施設等の被災による機能の大幅な低下	
㉔－１ 〈再掲〉	応急対策活動拠点の本庁舎及び代替施設や公共施設の耐震性の確保を図る。【行政】
㉔－２ 〈再掲〉	防災拠点施設に非常用電源等の設備整備に努める。また、非常用電源の運転に必要な燃料供給等について事業者との協定締結等、調達確保を図る。【事業者、行政】
３－１ 町職員等の被災、庁舎施設等の被災による機能の大幅な低下	

㉑－３ 〈再掲〉	発災後、直ちに実施すべき応急業務や非常時優先業務を適切に実施・継続するため、業務継続計画（ＢＣＰ）を適宜見直し実効性の向上を図る。【行政】
㉑－６ 〈再掲〉	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㉑－７ 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
㉑－８ 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
㉑－１３ 〈再掲〉	地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
㉒－１ 〈再掲〉	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設は避難所等としての使用も勘案し、施設の耐震化を図る。あわせて、地域の防災拠点として耐震機能を備えた新たな統合小学校、認定こども園の建設整備を推進し、安全な子育て環境の確保を図る。【事業者、行政】
㉒－２ 〈再掲〉	公共施設等の計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者、行政】
㉒－９	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と必要に応じて施設補強、補修等を行う。また、食料、飲料水等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資器材の確保などに努め、避難所等の機能強化を図る。【行政】
㉓－３	大規模災害時に災害対応従事車両等へ優先給油ができるよう、町内の事業者と協定を締結するなどの体制整備を図る。【事業者、行政】
㉔－６ 〈再掲〉	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
㉕－１ 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】 考慮して整備する。【行政】
㉕－２ 〈再掲〉	河川流域の被害軽減のため、維持・改修等を行うとともに、国、県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備等を行う。【行政】
㉕－１０ 〈再掲〉	土石流危険渓流のうち、危険度の高いところから、災害の未然防止のため、砂防工事の要望を県に行うとともに、事業に対しての協力を行う。【町民、行政】
㉕－１２ 〈再掲〉	地すべり危険箇所は、危険度の高いところから、災害の未然防止のため、県に地すべり防止工事の要望、事業に対しての協力を行う。【行政】
㉖－１ 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

（４）大規模自然災害発生後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

４－１	情報・通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態の発生
㉑－１４ 〈再掲〉	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
㉒－３ 〈再掲〉	住宅及び民間建築物の耐震化の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民、事業者、行政】
㉒－７	要配慮者のうち避難行動支援が必要な要配慮者の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成、警察、消防機関、自主防災組織等との名簿の共有等、避難を支援する体制の整備を図る。【町民、事業者、行政】
㉒－１９	電力供給のため、送電設備等の耐震化、制御システムのセキュリティ確保、重要な送電線の２回線化等のバックアップ体制の整備、応急復旧体制の整備と応急復旧資器材の確保を図る。【事業者】
㉒－２０	ガスの供給のため、設備の耐震性の強化充実、情報連絡体制や職員の動員体制の確立、応急復旧用資器材の準備等の体制整備を図る。【事業者】

⑥－29 〈再掲〉	観光客等の円滑な帰宅支援のため、安全な場所への避難誘導方法、公共交通機関の運行状況、宿泊可能な避難所・ホテル等宿泊施設の案内等を迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
⑥－1	避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線等多様な手段の検討と整備、情報収集・伝達業務を担う職員の確保・育成等の体制整備に努める。【行政】
⑥－2	情報の伝わりにくい要配慮者への情報伝達のため、自主防災組織等、多様な主体の協力を得ながら、特性に応じた伝達手段等、伝達体制の整備に努める。【町民、行政】
⑥－3 〈再掲〉	災害情報の収集、伝達の迅速化のため、最新の技術に準拠した情報通信体制の整備、耐震性の強化を図るとともに、通信設備の維持に必要な電源確保のため、自動起立の非常用発電機等の整備に努める。また、町民への防災ラジオの普及促進にも努め、住民の情報収集体制も確立する。【町民、行政】
⑥－4	町内居住、観光等での来町外国人への防災情報の提供のため、ハザードマップ等を通じた取組の実施と平時からの地域における外国人とのコミュニケーション支援等にも取り組む。【町民、行政】
⑥－5	強固な設備、地震に強く信頼性の高い通信設備の設計・設置、主要伝送路のループ構成等、バックアップ体制整備による災害時の通信確保と復旧のための要員及び資器材の確保による応急復旧体制を整備する。【事業者、行政】
⑥－6	災害時の情報通信、放送の送受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常用電源の充実、応急復旧体制の整備等の防災対策を推進する。【事業者】

（５）大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5－1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
⑧－10 〈再掲〉	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる、建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
⑧－2	町内の関係機関・団体と連携し、道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者、行政】
⑧－3 〈再掲〉	大規模災害時、災害対応従事車両等に優先給油ができるよう、町内の事業者と協定を締結するなどの体制整備を図る。【事業者、行政】
⑧－1	商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能する支援及びBCP策定セミナー等の実施により、早期のBCP策定を促進する。【事業者、行政】

5－1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
⑧－6 〈再掲〉	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
⑧－1 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】

5－2	産業施設の損壊、火災、爆発等
⑧－1 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】
⑧－4	有害物質漏洩による環境汚染防止のため、取扱い事業者において、飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止の措置を講じる等、体制整備を図る。【事業者、行政】
⑧－1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

5-3 食料等の安定供給の停滞	
⑥-22 〈再掲〉	災害時に提供可能な食料（食物アレルギーへの対応を含む）や飲料水等の在庫状況の確認と関係業界との協定締結等、調達の確保を図る。【事業者、行政】
⑦-2	災害時、サプライチェーンを途絶させないため、道路施設などの耐等、輸送体制の確保を図る。【事業者、行政】
⑧-2 〈再掲〉	物資の円滑な緊急輸送のため、輸送業者等との協定締結、物資輸送訓練の実施等、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者、行政】
⑨-4 〈再掲〉	農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進し、農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、 琴平町内排水路の補修・更新等を「防災減災地域共同活動支払交付金」を活用し、施設の機能維持と地域の防災力向上を図る。 【町民、事業者、行政】
⑩-6	農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】

（６）大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	
⑥-19 〈再掲〉	電力供給のため、送電設備等の耐震化、制御システムのセキュリティ確保、重要な送電線の２回線化等のバックアップ体制の整備、応急復旧体制の整備と応急復旧資器材の確保を図る。【事業者】
⑥-20 〈再掲〉	ガスの供給のため、設備の耐震性の強化充実、情報連絡体制や職員の動員体制の確立、応急復旧用資器材の準備等の体制整備を図る。【事業者】
④-1	長期間の電気供給停止時にも家庭、事業所での電気確保のため、「住宅用太陽光発電設備設置への補助」、「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」等、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【町民、事業者、行政】
⑨-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止等	
⑥-15 〈再掲〉	地下水の適正かつ合理的な利用促進のため、関係団体と連携する自主規制等により、地下水の保全を図る。また、雨水の再利用促進のため、再生水等の供給環境を整備と住民への普及・啓発を図る。【町民、事業者、行政】
⑥-17 〈再掲〉	事業団と連携した水道施設の老朽化対策の推進、応急給水・応急復旧体制の整備、広域的な応援体制の強化等の体制整備を行う。【事業者、行政】
⑥-18	下水道施設の耐震診断や改築更新時期等を考慮した計画的な耐震対策の実施や下水道ＢＣＰの策定推進、応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施のため、ストックマネジメント計画による適切な施設管理に努める。【行政】
⑩-6 〈再掲〉	農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】
①-5	老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】
⑨-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	
④-10	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等の

〈再掲〉	B C P策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
㉑－11 〈再掲〉	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
㉒－1 〈再掲〉	緊急輸送道路等の道路啓開を円滑に行うため、関係機関が連携し、応急復旧用資器材の確保など体制整備を図る。【事業者、行政】
㉒－4 〈再掲〉	物資の緊急輸送体制、救急・救命、消防活動体制を強化するため、町内道路の計画的な整備を推進する。【事業者、行政】
㉒－5	災害時に輸送ルートのお回路として利用可能な農道や林道等の情報を代替路確保の観点から、関係者間での緊密な共有を図る。【事業者、行政】
㉒－6 〈再掲〉	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
㉒－7 〈再掲〉	橋梁の長寿命化計画の策定、予防的な修繕及び計画的な架け替え、主要道路の代替路を確保するための道路整備等により、複数ルートの確保を図る。【行政】
㉒－8 〈再掲〉	道路法面の崩壊、路面の損傷等が予測される危険箇所については、防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
㉒－9	道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者、行政】

（７）制御不能な二次災害を発生させない

7－1	市街地での大規模火災の発生
㉑－4 〈再掲〉	消防が持つ救助車等の資器材の確保など体制整備と消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
㉑－13 〈再掲〉	地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
㉑－14 〈再掲〉	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
㉑－18 〈再掲〉	地震火災への適切かつ効果的な消防活動のため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制を整備する。【行政】
㉑－10 〈再掲〉	各家庭への初期消火用具の普及及び自主防災組織等が初期消火活動を積極的に行うよう、誘導育成に努める。【町民、事業者、行政】
㉑－11 〈再掲〉	消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民、事業者、行政】
㉑－12 〈再掲〉	市街地の中心部で防災上特に重要な地区の指定と建築材料、構造等の制限、市街地の不良住宅地の改良促進により、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【町民、行政】
㉑－13 〈再掲〉	街路、公園緑地等の整備により、火災の延焼防止と避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
㉑－30 〈再掲〉	地域の円滑な防災対策推進のため、自主防災組織の活動に積極的に参加する。【町民】
㉑－31 〈再掲〉	自主防災組織の育成推進、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資器材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。【町民、事業者、行政】
㉑－1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

7－2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
㉑－14 〈再掲〉	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】

⑥－１ 〈再掲〉	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設は避難所等としての使用も勘案し、施設の耐震化を図る。 あわせて、地域の防災拠点として耐震機能を備えた新たな統合小学校、認定こども園の建設整備を推進し、安全な子育て環境の確保を図る。【事業者、行政】
⑥－３ 〈再掲〉	住宅及び民間建築物の耐震化の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民、事業者、行政】
⑥－１４ 〈再掲〉	所有者の意向を踏まえつつ、老朽空き家の除却の支援や適正な管理助言等の対策を推進する。【町民、行政】
⑥－３ 〈再掲〉	災害情報の収集、伝達の迅速化のための既存システム等を活用した情報通信体制の整備と耐震性の強化、情報通信設備維持に必要な電源確保のための自動起立の非常用発電機等の整備、住民の情報収集体制確立のための防災ラジオの普及促進に努める。 【町民、行政】
⑥－１ 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

7－３	ため池、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生
⑦－１１ 〈再掲〉	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
⑦－１ 〈再掲〉	決壊時の被害予測と迅速な避難の重要性をハザードマップの活用により、町民に周知徹底して町民の安全を確保する。【町民、事業者、行政】
⑦－２ 〈再掲〉	ため池の決壊等の未然に防止のため、計画的な耐震診断・整備による安全性の確保と農業用水の確保を図る。【事業者、行政】
⑦－３ 〈再掲〉	防災上危険で放置することのできないため池を対象に、保全又は機能廃止を含めた防災上の整備を促進する。【行政】
⑦－４ 〈再掲〉	農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進し、農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、 琴平町内排水路の補修・更新等を「防災減災地域共同活動支払交付金」を活用し、施設の機能維持と地域の防災力向上を図る。【町民、事業者、行政】
⑧－１ 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】
⑧－２ 〈再掲〉	河川流域の被害軽減のため、維持・改修等を行うとともに、国、県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備等を行う。【行政】
⑧－１ 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

7－４	農地、森林等の荒廃による被害の拡大
⑨－５	防災・減災力の強化を含め農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮の観点から 琴平町内排水路の補修・更新等を「防災減災地域共同活動支払交付金」を活用する。あわせて 地域住民の共同活動の支援、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理等を行い、これらを通じた地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
⑨－７ 〈再掲〉	地域に根差した植林の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。 【町民、行政】
⑨－８ 〈再掲〉	地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動により、森林が有する多面的機能を発揮する。【町民、行政】
⑨－９ 〈再掲〉	県、関係団体との連携した森林整備、治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【町民、行政】
⑨－１０	鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生等、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面

	にわたる総合的な対策を推進する。【町民、行政】
①－８ 〈再掲〉	土石流や山地災害等の危険区域付近の住民に、異常兆候を早期に発見することに留意する旨の啓発や避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等の設定等、土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒体制を強化する。【町民、行政】
①－１３ 〈再掲〉	山地災害危険地は、災害の未然防止のため、危険度の高いところから、優先的に治山事業を行う。【行政】

（８）大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

８－１	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
①－１	災害廃棄物の処理は、県等との情報共有により、町災害処理計画を被災の状況に応じて具体化し、早期に処理に着手する。また、有害物質の混入は処理に支障を及ぼすため、情報を事前に把握するよう努める。【事業者、行政】
①－２	処理計画の実効性向上のため、平時から処理の実務経験者や専門的な技術（知識・経験）者のリストアップ、研修会等により人材の育成を図る。【事業者、行政】
①－３	処理施設の耐震化による安全性の確保や応急復旧体制の構築、休耕地を含む仮置き場及び処分場の追加選定、広域応援体制の整備、広域処理を行う地域単位での連携等、災害処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者、行政】

８－２	災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態
②－３ 〈再掲〉	発災後、直ちに実施すべき応急業務や非常時優先業務を適切に実施・継続するため、業務継続計画（ＢＣＰ）を適宜見直し実効性の向上を図る。【行政】
②－９	応急対策全般の対応力向上のため、平素から外部専門家の意見・支援を活用できる仕組みの構築、発災後の迅速な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保策等の体制整備に努める。【町民、事業者、行政】
②－１０ 〈再掲〉	発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における災害対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、担い手の確保を図る。【事業者、行政】

８－３	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
③－３ 〈再掲〉	発災後、直ちに実施すべき応急業務や非常時優先業務を適切に実施・継続するため、業務継続計画（ＢＣＰ）を適宜見直し実効性の向上を図る。【行政】
③－４ 〈再掲〉	消防が持つ救助車等の資器材の確保など体制整備と消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
８－３	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
③－１３ 〈再掲〉	地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
③－２１	避難地域では、空き巣や暴行・傷害行為等が発生する可能性があり、避難地域及び避難所等における防犯や安全確保の体制整備を図る。【行政】
③－４ 〈再掲〉	文化財の所有者・管理者への防災意識の啓発と町所有・管理の文化財の安全及び防火設備の保守点検により保存に努める。【町民、行政】
③－３０ 〈再掲〉	地域の円滑な防災対策推進のため、自主防災組織の活動に積極的に参加する。【町民】
③－３１ 〈再掲〉	自主防災組織の育成推進、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資器材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。【町民、事業者、行政】

①－１	地域住民に対する防災意識の普及啓発、学校における防災教育の推進、県等が主催する防災・危機管理に関するリーダー育成研修などを通じた人材育成等により、地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
㊦－１ 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

８－４ 地盤沈下等による長期の浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
㊦－１０ 〈再掲〉	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる、建設業者等のＢＣＰ策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
①－１ 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】
①－４ 〈再掲〉	想定し得る最大規模の浸水想定公表、ハザードマップの策定・周知による住民の避難体制を確立と排水機場等の排水施設の整備を行い、町民の洪水・内水から円滑な避難を確保する【町民、行政】
㊦－１	災害発生後の円滑な復旧・復興のため、土地の権利関係を明確にした現地復元力のある地籍図等の整理が必要不可欠であり、地籍調査事業を促進する。【町民、行政】
㊦－３	長期的視点での災害に強いまちづくり推進のため、地域防災計画との有機的な連携を図り、関係機関と連携した都市の防災機能の強化を図る。【町民、行政】

３ その他

消防防災施設、道路などの公共施設等の整備、学校施設や社会福祉施設の耐震化、農林水産関係施設の整備などについて、総合計画や地域防災計画などの定めるところにより、その充実・強化を図る。

VII 計画の推進

P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

本計画を着実に推進するにあたり、可能なものについては、計画の達成度や進捗状況を把握するために重要業績評価指標（K P I）を設定することとし、重要業績評価指標を用いて、実施に係る問題点、国基本計画の修正内容を踏まえつつ、Plan（施策の最重点化・見直し、他の関連計画の修正）、Do（施策の計画的な実施）、Check（進捗状況の把握、結果の評価）、Action（全体の取組の見直し・改善）で構成されるP D C Aサイクルによる点検、見直しを行っていく。

